

自治会（町内会）等法人化説明資料

令和6年3月

木更津市市民協働部市民活動支援課

目次

地方自治法改正に伴う認可地縁団体制度の見直しについて	2
----------------------------	---

◆制度概要

1. 認可地縁団体とは	3
2. 認可地縁団体になるとできること・義務	3
3. 対象団体	4
4. 認可要件	5

◆認可申請までの準備・手続き

1. 認可手続きの主な流れ	6
2. 認可申請までの事前準備	7

◆認可後の手続き等

1. 告示事項証明書の交付	9
2. 印鑑登録	9
3. 印鑑登録証明書の交付	10
4. 税関係の手続き	11

◆告示事項内容の変更に伴う手続き

1. 代表者の変更手続き	12
2. 規約の変更手続き	12

◆認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例制度

13

◆認可の取消と解散

1. 認可の取消	16
2. 認可地縁団体の解散	16

各種申請様式、規約例等参考資料	17
-----------------	----

地方自治法改正に伴う認可地縁団体制度の見直しについて

地方自治法の改正により、認可地縁団体について、以下のとおり変更となりました。

地方自治法に基づき、市長から認可を受けている地縁団体については、団体の規約または地方自治法に則った団体の運営が必要となりますので、変更点等ご確認いただきますようお願いいたします。

○認可地縁団体の総会に出席しない構成員の表決権の行使の電子化(令和3年9月1日施行)

「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」の公布により、地方自治法の一部が改正され、認可地縁団体の総会に出席しない構成員は、規約又は総会の決議により、書面による表決に代えて、電磁的方法により表決をすることができるようになりました。

○認可の目的の見直し(令和3年11月26日施行)

従前は、認可の目的として、現に不動産等を保有している又は、不動産等を保有する予定がある団体でなければ認可地縁団体の対象となりませんでした。が、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律」の整備に関する法律が公布され、地方自治法の一部が改正され、認可地縁団体の認可の目的を見直し、地縁による団体は、不動産等保有の有無にかかわらず、地域的な共同活動を円滑に行うため、認可を受けるものができるようになりました。

○書面又は電磁的方法による決議について(令和4年8月20日施行)

地方自治法の一部改正に伴い、認可地縁団体において、構成員全員の承諾があるとき又は決議事項について全員の合意があるときには、総会を開催せずに書面又は電磁的方法による決議を行うことが可能となりました。

○認可地縁団体同士の合併について(令和5年4月1日施行)

地方自治法の一部が改正され、同一市町村内の認可地縁団体同士の合併ができるようになりました。

◆ 制度概要

1. 認可地縁団体とは

地域住民が自主的に組織する自治会や町内会等（以下「自治会等」という。）については、従来法人格を有しなかったため、集会所等の不動産を所有していても自治法、町内会等の団体名義で登記できず、代表者等の個人名義で登記を行わなければなりませんでした。

平成3年4月2日「地方自治法の一部を改正する法律」が施行され、自治会等いわゆる地縁団体が一定要件を満たした場合、市長の認可を受けて法人の資格を取得できるようになり、所有する不動産を自治会等の名義で登記が可能となりました。（認可地縁団体制度）

自治会等が認可を受けるにあたっては、地方自治法が定めるいくつかの要件を満たす必要があります。法人として認可された団体は、地方自治法や関連法令に則った運営方法が求められます。

令和3年の法改正では、自治会等地縁団体による地域課題の解決に向けた幅広い取組を行う事例の増加から「不動産の保有予定の有無」が認可の要件から削除され、自治会等地縁団体が地域活動を円滑に行うために必要であれば、資産の有無に関係なく法人格を取得することが可能になりました。

2. 認可地縁団体になるとできること・義務

自治会等が法人格を取得すると、法人名義の資産登記手続きができるほか、様々な契約や取引などの法律行為が法人名義で行えることになります。

その一方で、地方自治法の規定に従い、義務も発生いたしますので、必ず、自治会等内で、認可後の義務も確認したうえで、法人格取得の是非を事前によく検討してください。

(1) 認可地縁団体になるとできること

- ・法律行為の主体として、法人名で様々な契約行為や取引、財産の取得、管理、登記などが行えるようになります。（会員個人の資産と、法人の資産が明確に分けて管理できるようになります。）
- ・実質的に自治会等が占有している不動産であって、登記名義人や相続人の一部の所在が知れず、すべての方からの同意が得られない場合に、市役所に申請して一定期間公示することで、認可地縁団体名義で所有権の移転登記ができる特例制度が活用できます。
⇒詳細については、13ページ参照。

(2)義務

- ・ 毎年一回、通常総会の開催が義務化されます。
- ・ 代表者の変更や主たる住所の変更、規約の変更など告示事項に変更があった場合には、その都度、市役所へ届出を行い、告示を受ける必要があります。
- ・ 認可を受けるとき及び毎年1月から3月まで(事業年度を設ける場合は、年度初3か月以内)の間に財産目録を作成し、常にこれを主たる事務所に備えおく必要があります。
- ・ 特定の政党のために利用するような政治活動は禁止されます。
- ・ 団体の定める区域に住所を有する個人の加入を正当な理由なく拒むことはできません。
- ・ 納税の義務が明確化されます。
- ・ 破産手続き開始の申立てを怠ったり、債権者への公告を怠ったりすると、50万円以下の過料に処される場合があります。
- ・ 認可地縁団体の告示事項証明書は、関係者に限らず誰でも取得可能なため、認可地縁団体の歴代代表者の氏名及び住所が公にされます。

3. 認可の申請ができる対象団体

認可地縁団体の対象となるのは、「地縁による団体」です。

「地縁による団体」とは、一定の地域内に住所を有する者で組織された団体で、その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理などの地域的な共同活動を行っている団体、いわゆる自治会、町内会等が対象となります。

したがって、次のような団体は対象となりません。

(1)特定の目的の活動だけを行う団体

(スポーツ活動や環境美化活動のように特定の活動を行う団体など)

(2)構成員に対して住所以外の特定の条件を要する団体

(老人会、子ども会や婦人会など、特定属性を必要とする団体など)

4. 認可要件

認可を受けるためには、次の4つの要件をすべて満たしていることが必要です。

また、これらの要件は認可後も認可地縁団体であることの必須要件となります。

- (1) 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること

スポーツなどの特定の活動ではなく、広く地域的な活動を行うことを目的とすることを規約に明記する必要があります。また、目的の中身として、住民相互の連絡、環境の整備、集会場の維持管理といった具体的な活動内容も明記する必要があります。

現にその活動を行っていることと認められるとは、自治会等活動を数年実施されていることを意味します。

- (2) 区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること

自治会、町内会等として、一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成され、その区域が「地縁による団体」の構成員だけでなく他の区民にとっても容易にその区域が認識できることが必要です。

- (3) 区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることのできるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること

年齢、性別等を問わず区域に住所を有する個人すべてが対象となります。自治会、町内会等は世帯加入が多いですが、認可地縁団体は個人加入となります。相当数については、申請予定区域にお住まいの方の概ね過半数とされています。

なお、認可後、構成員に変更等があれば、構成員名簿を修正し、更新する必要があります。
(市へ更新した構成員名簿の提出は特段必要ありませんが、確認を求める場合がございます。)

- (4) 規約を定めていること

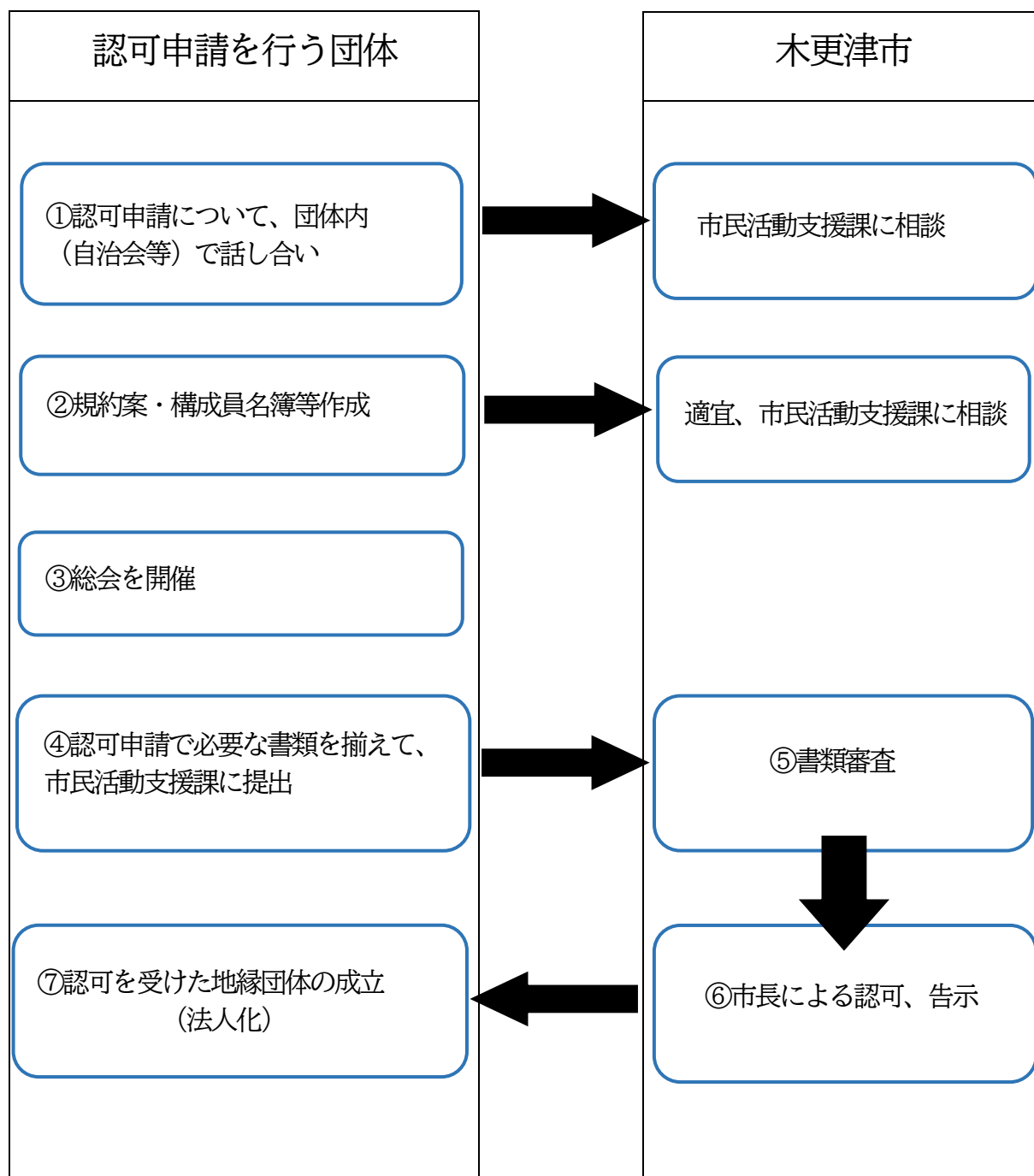
規約には以下の事項が定められていなければなりません。

詳細については、8ページ「規約の整備」及び18ページ規約作成例を参照

- ①目的
- ②名称
- ③区域
- ④主たる事務所の所在地
- ⑤構成員の資格に関する事項
- ⑥代表者に関する事項
- ⑦会議に関する事項
- ⑧資産に関する事項

◆ 認可申請までの準備・手続き

1. 認可手続きの主な流れ



2. 認可申請までの事前準備

認可申請について団体内で話し合い、申請する方向に決まりましたら、市民活動支援課にご相談いただき、申請に必要な書類を作成いただきます。

また、申請書類等については、必ず総会での議決が必要となります。

(1) 総会の開催

認可を受けようとする「地縁による団体」である自治会等は、総会を開き、「認可を申請すること」について決議をとります。この総会は、法人格を得る前の規約等に基づいた手続きに従って開催される総会です。

なお、この際には、認可申請を行う意思決定以外に、規約の決定、区域の確定、構成員の確定、代表者の決定、不動産等保有する資産の確定など申請に必要な事項もあわせて決定しておくことも必要です。

(2)必要書類の作成

認可申請には以下の書類を提出いただきます。

- ①認可申請書 ⇒ 30 ページ様式 1 を参照
- ②総会で議決した規約
⇒ 8 ページ「規約の整備」及び 18 ページ規約作成例を参照
- ③総会で議決した議事録 ⇒ 31 ページ様式 2 を参照
- ④構成員名簿（構成員は区域内に住所を有する個人）
- ⑤区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類。
（例：前年度事業報告書・決算書、当該年度の事業計画書・予算書等）
- ⑥申請者が代表者であることを証した書類
（代表者の選出について議決した総会の議事録、代表者になることの承諾書）
⇒ 33 ページ様式 3 を参照

※書類の作成後、総会開催前に一度、市民活動支援課にご相談ください。
認可要件を満たしているか確認いたします。

(3)規約の整備

規約には下記の8つの事項が定められていなければなりません。

①目 的

広く地域的な活動を行うことを目的とすることを規約に明記する必要があります。区域内の住民相互の連絡、環境の整備、集会所の維持管理等、具体的に定めることが望ましいです。

②名 称

特に制限はありませんが、他の法令において名称の使用制限がある場合はこれに従う必要があります。

③区 域

地縁による団体の区域は住民にとって客観的に明らかになっているものとして定められる必要があります。地番又は住居表示による表示が基本となりますが、河川や道路等による区域の表示でも構いません。その場合は、当該区域を具体的に表示できる資料を添付してください。

④主たる事務所の所在地

主たる事務所を定めます。集会所や代表者宅の住所に置くのが一般的です。

⑤構成員の資格に関する事項

区域に住所を有する全ての個人が構成員になり得ること、正当な理由がなければ区域に住所を有する個人の加入を拒むことができないことを必ず明記する必要があります。そのため、構成員の条件に、区域に住所を有すること以外の条件（年齢、性別等）を定めることはできません。

なお、法人や団体は、構成員となれず、表決権等を有しないものの、活動の賛助等の形で参加することは可能です。（規約に明記する必要有。）

⑥代表者に関する事項

代表者の選出方法、任期、職務等を定めます。

⑦会議に関する事項

会議の種類、招集方法、議決方法、議決事項等を定めます。

⑧資産に関する事項

保有する資産の構成、管理方法等について定めてください。また、財産目録の作成が義務づけられており、作成にあたっては、負債財産を規定する必要はなく、保有する財産は、「別に定める財産目録記録の資産」としても構いません。

(4)構成員の確定

構成員全員の氏名、住所を記載した名簿を作成してください。

区域に住所を有している場合は、年齢、性別等を問わないこととされているため、構成員である場合は、子どもの名前も記載する必要があります。申請時に構成員名簿を添付していただきます。⇒35ページ様式4を参照

(5)財産目録の作成

設立時及び毎年1～3月（事業年度を設ける場合は、年度初3か月以内）に財産目録を作成してください。

令和3年11月26日施行の地方分権一括による法地方自治法の改正に伴い、不動産の保有（保有予定）の有無に関わらず、法人格を取得することが可能となりましたが、財産目録の作成は必要となります。

◆ 認可後の手続き等

1. 告示事項証明書の交付

認可地縁団体の告示された事項の証明書を交付しています。

必要書類等を持参いただき、市民活動支援課に申請ください。

○ 申請できる方

どなたでも請求することができます。

○ 手続きに必要なもの

① 証明書交付請求書 ⇒36ページ様式5を参照

② 交付手数料（1通あたり300円）

※発行手続きに時間を要しますので、できるだけ事前に電話等で、証明書の交付を希望する団体名及び交付部数をお知らせください。

2. 印鑑登録

木更津市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例に基づき、認可地縁団体の認可を受けた代表者等に係る印鑑を登録できます。（1認可地縁団体につき1個まで）

必要書類等を持参いただき、市民活動支援課に申請ください。

○ 申請できる方

ア 認可地縁団体代表者本人

イ 代表者以外（職務代行者・仮代表者・特別代理人・清算者）

ウ 代理人（代表者等の代理人の告示が行われている認可地縁団体）

○ 手続きに必要なもの

① 認可地縁団体印鑑登録申請書 ⇒ 39ページ様式7を参照

② 認可地縁団体の印鑑（登録申請する団体の印鑑）

※登録できない印鑑

以下の項目に当てはまる印鑑は登録できません。

- ・ ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの
- ・ 印影の大きさが1辺長さ8mmの正方形に収まるもの
- ・ 印影の大きさが1辺30mmの正方形枠に収まらないもの
- ・ 印影を鮮明に表しにくいもの
- ・ その他市長が認可地縁団体印鑑として適当でないと認めるもの

③ 代表者個人の登録印鑑（個人の登録実印）

④ 代表者個人の印鑑登録証明書 1通

⑤ 申請者の本人確認ができる身分証明書（運転免許証等）

⑥ 委任状（任意様式）

代表者等に代わって、代理人が手続きを行う場合のみ必要。

3. 印鑑登録証明書の交付

印鑑登録後、印鑑登録証明書を請求申請できます。

必要書類等を持参いただき、市民活動支援課に申請ください。

○ 申請できる方

ア 認可地縁団体代表者本人

イ 代表者以外（職務代行者・仮代表者・特別代理人・清算者）

ウ 代理人（代表者等の代理人の告示が行われている認可地縁団体）

○ 手続きに必要なもの

① 認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書 ⇒ 38ページ様式6を参照

② 認可地縁団体の印鑑（登録済みの団体印鑑）

③ 交付手数料（1通あたり300円）

④ 申請者の本人確認ができる身分証明書（運転免許証等）

⑤ 委任状（任意様式）

代表者等に代わって、代理人が手続きを行う場合のみ必要。

4. 認可地縁団体に関する税の申告について

		地縁団体の認可を受けた法人	
		収益事業を行わない場合	収益事業を行う場合
市税	法人市民税	課税（減免措置あり）	課税
	固定資産税	課税（減免措置あり）	課税
県税	法人県民税	課税（減免措置あり）	課税
	法人事業税	非課税	課税
	不動産取得税	課税（減免措置あり）	課税
国税	法人税	非課税	課税
	登録免許税	課税	課税

【必要な手続き】 詳しい内容は各担当窓口にお問い合わせください。

○ 市税 木更津市役所 市民税課 23-8574 資産税課 23-8674

・法人市民税

「法人設立届出書」の提出及び毎年申請書の提出が必要です。

*減免を受けるには申請年度毎に減免申請の手続きが必要になります。

・固定資産税

減免を受けるには、減免申請が必要です。

○ 県税 木更津県税事務所 25-1110

・法人県民税及び法人事業税

認可地縁団体設立から1ヶ月以内に、「法人設立等報告書」などの提出が必要です。

減免を受けるには、4月末までに申請する必要があります。

・不動産取得税

登記した後に県税事務所に申告してください。

○ 法人税 木更津税務署 23-6161

・収益事業を行わない場合は、手続きの必要はありません。

・収益事業を行う場合は、木更津税務署へ届出が必要です。

*法人税とは直接関係ありませんが、自治会で行う講習会等で支払う講師謝礼等で源泉徴収が必要となる場合があります。詳細は税務署に確認してください。

○ 登録免許税

・登記の際に、登録免許税がかかります。

◆ 告示事項内容の変更に伴う手続き

告示事項の内容である代表者や規約・区域等に変更となった場合、代表者から市民活動支援課へ各種変更届出書を変更後速やかにご提出ください。

代表者の変更の手続きを行い、市が変更内容を告示することで、変更後の効力が生じます。故に、市によって告示されない限り変更内容は効力が生じませんので、告示事項を変更した場合は、必ず変更手続きを行ってください。

※告示事項とは、①名称、②規約に定める目的、③区域、④主たる事務所、⑤代表者の氏名及び住所、⑥裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無、⑦代理人の有無、⑧規約に定めた解散の事由、⑨認可年月日 等
以上の事項を変更する際は、変更に伴う手続きを行う必要がございます。

1. 代表者の変更手続き

認可地縁団体の代表者に変更があったときは、以下の書類を市民活動支援課にご提出ください。

- ① 告示事項変更届出書 ⇒ 40ページ様式8を参照

【添付書類】

- ・承諾書（新代表者の承諾書） ⇒ 42ページ様式9を参照
- ・総会議事録（総会で、代表者変更の承認を受けたことが記された書類）
⇒ 44ページ様式10を参照
- ・総会資料

2. 規約の変更手続き

規約・会則を変更する時は、地方自治法第260条の3により、規約等に別段の定めがある場合を除いて、総構成員数の4分の3以上の同意がある場合に変更することができます。規約を変更する場合は、以下の書類を市民活動支援課にご提出ください。

- ① 規約変更認可申請書 ⇒ 46ページ様式11を参照

【添付書類】

- ・規約変更の内容及び理由を記載した書類（任意様式）
（新旧対象表等、規約変更した内容が分かる書類）
- ・規約変更を総会で議決したことを証する書類（任意様式）
（総会資料、議事録等）

◆ 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記特例制度

認可地縁団体に名義を変更しようとした不動産が、既に亡くなった人の名義になっている場合、古い名義人であるほど、相続の確定に多大な労力を要します。

そのため、地方自治法の一部が改正され、認可地縁団体が一定期間所有（占有）していた不動産であって、登記名義人やその相続人の全てまたは一部の所在が知れない場合、一定の手続きを経ることで、認可地縁団体へ所有権の移転の登記をできるようにする特例制度が設けられました。

(1) 申請要件

本手続きの申請には、以下4つの要件を全て満たしている必要があります。

なお、申請には、これらの要件を満たしていることを疎明する資料を申請書に添付することとなります。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①不動産を所有していること。②不動産を10年以上所有の意思をもって平穏かつ公然と占有していること。③不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが認可地縁団体の構成員又はかつて認可地縁団体の構成員であった者であること。④不動産の登記関係者（表題部所有者、所有権の登記名義人、これらの相続人）の全部又は一部の所在が知れないこと。 |
|--|

(2) 申請に必要な書類

- ① 所有不動産の登記移転等に係る公告申請書 ⇒ 48ページ様式13を参照
(添付書類)

- ・ 申請不動産の登記事項証明書
- ・ 申請不動産に関し、法第260条の46第1項に規定することについて総会で議決したことを証する書類
- ・ 申請者が代表者であることを証する書類
(代表者に係る事項についての総会議事録や代表者になることの承諾書等、認可申請時や代表者変更手続きの際、市に提出したもの)
- ・ 申請要件（法第260条の46第1項各号に掲げる事項）を満たしていることを疎明する資料（以下各号ごとの疎明資料）

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること。②当該認可地縁団体が当該不動産を10年以上所有の意思をもって平穏かつ公然と占有していること。 |
|--|

A 申請不動産の所有又は占有に係る事実が記載された団体の事業報告書等

B **A**のほか以下のいずれか

- ・ 公共料金の支払い領収書
- ・ 閉鎖登記簿の登記事項証明書または謄本
- ・ 旧土地台帳の写し

- ・固定資産税の納税証明書
- ・固定資産税課税台帳の記載事項証明書 等

C Bの資料の入手が困難な場合は、次の資料により疎明することができる。

入手困難な理由を記載した書面を提出することに加え、以下のいずれか

- ・認可地縁団体が申請不動産を所有又は占有していることについて、申請不動産の隣地の所有権の登記名義人や申請不動産の所在地に係る地域の実情に精通した者等の証言を記した書面
- ・認可地縁団体による申請不動産の占有を証する写真 等

③当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であること

A 以下のいずれか

- ・認可地縁団体の構成員名簿
- ・市区町村が保有する地縁団体台帳
- ・墓地の使用者名簿（申請不動産が墓地である場合） 等

B A の書類が入手困難な場合は、入手困難な理由書に加え、次の資料により疎明することができる。

- ・申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であることについて、申請不動産の所在地に係る地域の実情に精通した者等の証言を記した書面 等

④当該不動産の登記関係者（表題部所有者、所有権の登記名義人、これらの相続人）の全部又は一部の所在が知れないこと。

以下のいずれか

- ・登記記録上の住所の属する市区町村の長が、当該市区町村に登記関係者の「住民票」及び「住民票の除票」が存在しないことを証明した書面
- ・登記記録上の住所に宛てた登記関係者宛の配達証明付き郵便が不到達であった旨を証明する書面
- ・申請不動産の所在地に係る精通者等が登記関係者の現在の所在を知らない旨の証言を記載した書面

(3) 申請及び登記の流れ

① 事前準備

地縁団体名義にする不動産の所有者の把握、所在が判明している登記関係者から地縁団体名義への変更（特例適用申請）の同意取得等準備。

② 総会の開催

団体の規約に従い、総会を開催。

【協議事項】

- a. 特例適用を申請する議決
- b. 保有資産目録または保有予定資産目録に、申請不動産の記載がない場合は、申請不動産の所有に至った経緯について議決

③ 申 請

申請書類を揃え、市民活動支援課に申請します。

④ 書類の審査

市が、申請書類の確認及び要件の審査を行います。

⑤ 公告と意義申し出

特例制度による公告申請があった旨と、申請不動産の所有地や名義人等の情報、異議申し立ての方法などについて、3か月の期間、公告を行います。

その期間中に、特例制度によって認可地縁団体に名義変更することに異議がある場合は、市に異議申し出を行うことができます。

なお、異議を述べることができるのは、当該不動産の登記関係者等となります。

【登記関係者等の範囲】

- a. 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人
- b. 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人
- c. 申請不動産の所有権を有することを疎明する者

また、異議申し出をする場合は、「申請不動産の登記移転等に係る異議申出書」（49ページ様式14）に以下添付書類を添えて、市民活動支援課まで提出ください。

【添付書類】

- a. 申請不動産の登記事項証明書
- b. 住民票の写し
- c. その他の市長が必要と認める書類

公告期間中に異議申し出があった場合、異議申し出があった旨及び異議内容を市から認可地縁団体に通知し、公告による手続きは中止されます。

また、その解決は当事者間で行っていただくこととなり、市が仲裁を行う等、所有権が誰にあるのかを確定させるものではありません。

⑥ 公告結果の情報提供

公告期間中（3か月間）に異議申し出がなかった場合、認可地縁団体が当該不動産の所有権の保存または移転登記することについて、登記関係者からの承諾があったものとみなし、それを証する文書を認可地縁団体に交付します。

⑦ 不動産の登記

申請認可地縁団体は、市長からの通知書を法務局に提出し、団体名義で不動産登記の申請を行うことができます。

手続きの詳細については、法務局まで、お問い合わせください。

◆ 認可の取消と解散

(1) 認可の取消

認可地縁団体が以下のいずれかの事項に該当する場合は、認可の取消となります。

- ① 認可要件を満たさなくなった場合
 - ・活動が営利目的や政治目的に変更となった場合
 - ・団体が相当の期間にわたって活動していない場合
 - ・区域内の住民の加入を、正当な理由なく認めない場合
 - ・構成員が多数脱退し、「相当数の住民」の加入が認められなくなった場合 等
- ② 不正な手段により認可を受けた場合

(2) 認可地縁団体の解散

認可地縁団体が次のいずれかの事項に該当する場合は、認可地縁団体は解散となります。また、解散する場合は、解散の手続きが必要となりますので、その際は、市民活動支援課にご相談ください。

- ① 規約で定めた解散事由の発生
- ② 破産手続開始の決定
- ③ 認可の取消
- ④ 総会で解散の決議あった場合
 - ※総構成員の4分の3以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。但し、規約に特別な定めがある場合は、規約に従います。
- ⑤ 構成員が相当数に満たなくなった場合
- ⑥ 合併した場合（合併により当該認可地縁団体が消滅する場合に限る）

各種申請樣式、規約例等参考資料

規約作成例及び留意事項

〇〇自治会（町内会）規約（会則） [例]

第1章 総 則

（目的）

第1条 本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (2) 美化、清掃等区域内の環境の整備
- (3) 集会施設の維持管理
- (4) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
- (5) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

規約作成時留意事項

目 的 （第1条）

地縁による団体の目的は、スポーツや芸術などの特定活動だけでなく広く地域的な共同活動を行うものである必要があり、その活動の内容は、団体の権利能力の範囲を明確にする程度に具体的に定める必要があります。

（名称）

第2条 本会は〇〇〇会と称する。

規約作成時留意事項

名 称 （第2条）

規約の名称についての地方自治法上の制限はありません。〇〇自治会、△△町内会でよいと考えられます。

（区域）

第3条 本会の区域は、木更津市△△町×番□号から××番□□号までの区域とする。

規約作成時留意事項

区 域 （第3条）

地縁による団体の区域は、住民にとって客観的に明らかなものとして定める必要がありますので、町又は字及び地番又は住居表示により表示されることが望ましいものです。

ただし、河川や道路等による区域の表示（例・〇〇市△町大字□のうち××川の北の区域）も、他の住民にとって当該団体の区域が客観的に一義的なものとして認識できるものであれば認可されるものと考えられます。

(主たる事務所)

第4条 本会の主たる事務所は、木更津市△△町×番□号に置く。

規約作成時留意事項

主たる事務所 (第4条)

主たる事務所の所在地が当該地縁による団体の住所となる。代表者の自宅に置くか、集会施設に置くのが一般的です。

第2章 会 員

(会員)

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

規約作成時留意事項

会 員 (第5条)

区域内に住所を有することのほかに、年齢、性別等の条件を会員の資格として定めることは認められません。なお、法人や団体は構成員とはなれませんが、賛助会員として参加することは可能と考えられます。

(会費)

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

規約作成時留意事項

会 費 (第6条)

会費は、規約に金額も含めて定めるか、又は総会において決するものと規約で定める必要があります。ただし、規約の改正は第36条に定める特別議決事項となりますので、総会で各年度に定めるのが適当と思われます。

(入会)

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

規約作成時留意事項

入 会 (第7条)

入会申込書の様式は、役員会で定めたり、会の細則で定めればよいものです。また、提出は会長の他に役員や班長などに提出してもよいものと考えられます。

「正当な理由」とは、その者の加入によって、当該地縁団体の目的及び活動が著しく阻害されることが明らかであると認められる場合など、その者の加入を拒否することについて社会通念上からも、客観的に妥当と認められる場合をいうものです。

(退会等)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には退会したものとする。

- (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
- (2) 本人より退会届が会長に提出された場合
- 2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

規約作成時留意事項

退 会 (第8条)

退会届の様式は、役員会で定めたり、会の細則で定めればよいものです。また、退会についての本人の意思にいかなる意味でも制約を加えることは認められません。

第3章 役 員

(役員の種別)

第9条 本会に、次の役員を置く。

- | | |
|------------|----|
| (1) 会 長 | 1名 |
| (2) 副会長 | ○名 |
| (3) その他の役員 | ○名 |
| (4) 監 事 | ○名 |

規約作成時留意事項

役員の種別 (第9条)

その他の役員は、会計・理事・班長・組長・防犯・広報・環境美化・文化厚生などが考えられます。

(役員の選任)

第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

- 2 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

規約作成時留意事項

役員の選任 (第10条)

役員の選任は、総会において行うことが適当であり、監事については、会長、副会長及びその他の役員と兼職することは、会務の執行を監査する役職上避ける必要があります。

(役員の職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
- (2) 会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

規約作成時留意事項

役員の職務（第11条）

会長が職務を行い得なくなった場合に備えて、副会長を置くことが望ましいとされます。

前条の役員に「その他の役員」で、会計や書記等の担当役員を置いた場合、「会計は、本会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する」、「書記は、会務を記録する」等、その他の役員についての職務を明らかにしておくのが適当と考えられます。

（役員の任期）

第12条 役員の任期は、○年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

4 役員が次の事項に該当するに至ったときは、総会の議決を経て解任することができる。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他の役員としてふさわしくない行為があったとき。

規約作成時留意事項

役員の任期（第12条）

任期については、法律上の規定は特にありません。

第4章 総会

（総会の種別）

第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の二種とする。

（総会の構成）

第14条 総会は、会員をもって構成する。

（総会の権能）

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

規約作成時留意事項

総会の権能（第15条）

規約の改正は、法律上（地方自治法第260条の16）総会の専決事項とされており、規約

をもってしても他に委任することはできません。

(総会の開催)

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後〇箇月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 全会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(3) 第11条第3項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

3 総会において決議をすべき場合において、会員全員の承諾があるときは、書面又は電磁的方法による決議をすることができる。

4 前項の場合において、その決議は総会の決議と同一の効力を有する。

規約作成時留意事項

総会の開催 (第16条)

総会は、地方自治法第260条の13の規定により、少なくとも毎年1回開催する必要があります。

財産目録は、地方自治法第260条の4の規定により、年度終了後の3ヶ月以内に作成する必要があることから、事業報告及び決算を作成し、その承認を行うために、総会を年度終了後3ヶ月以内に開催する必要があります。

本条第2項は、地方自治法第260条の14の規定によります。第2号の「5分の1」の定数を規約において増減することは法的には可能ですが、会員の総会招集を求める権利を奪うことにならないよう留意する必要があります。

本条第3項は、地方自治法第260条の19の2の規定により、総会を開催することなく書面又は電磁的方法による決議を行うことについて会員全員の承諾があれば、総会の開催の省略を認めるもので、また、地方自治法第260条の19の2第3項と第4項では、書面又は電磁的方法による決議を行うにあたって、総会に関する規定を準用し、その決議は総会の決議と同一の効力を有することを定めています。

(総会の招集)

第17条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から〇日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の〇日前までに文書をもって通知しなければならない。

規約作成時留意事項

総会の招集 (第17条)

本条第3項は、地方自治法第260条の15の規定により、少なくとも5日前までに通知する必要があります。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

規約作成時留意事項

総会の議長 (第18条)

総会の議長は、表決権を行使することとなる以上、表記のように出席した会員の中から選出する必要がありますが、会長は会員の中から選任されていることにより「総会の議長は会長がこれに当たる」と定めることも可能です。

(総会の定足数)

第19条 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 総会において、決議すべきものとされた事項について会員全員の書面又は電磁的方法による合意があったときは、書面又は電磁的方法による決議があったものとみなす。

3 前項の場合において、その決議は総会の決議と同一の効力を有する。

規約作成時留意事項

総会の定足数及び議決 (第19条・第20条)

総会の定足数、議決に要する会員数につきましては、地方自治上及び民法の法人に関する規定において特に定められていませんが、表記のように規定することが適切と考えられます。

なお、この定足数、議決に要する会員数につきましては、第22条第2項により、書面表決を行った会員及び委任により代理行使を行った会員をこれに含める点に留意する必要があります。

(会員の表決権)

第21条 会員は、総会において、各々一箇の表決権を有する。

2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の一とする。

(1)○○○○○

(2)×××××

規約作成時留意事項

会員の表決権 (第21条)

地方自治法第260条の18に則る規定で、本条文では、会員は各々一箇の表決権を有すると規定しています。

しかし、従来、自治会等では、世帯単位で一箇の表決権として運営が行われてきており、そ

のことを勘案し、本条第2項の規定で、特定事項について表決権を世帯単位にすることを定めることが可能ですが、規約の変更や財産処分及び解散の議決等、規約に定めることとなる事項や規約の変更となるような重要事項については、認められないと解されます。なお、同項を適用する場合、世帯内の会員の表決権をはく奪することは認められません。

(総会の書面表決等)

第22条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む。）
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は、記名押印をしなければならない。

規約作成時留意事項

総会の議事録 (第23条)

会議が有効に成立し、かつ有効に議決されたことを証明することが、規約変更認可を市町村に申請する場合などに求められることから、表記の通り、議事録を作成する必要があることを規約に定めておくべきです。

第5章 役員会

(役員会の構成)

第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

規約作成時留意事項

役員会の構成 (第24条)

監事は、会務の執行を監査する職務上、総会で決する以外の具体的な会務の執行方針等を決定する役員会に参画しないこととするのが適当です。

なお、監事は、役員会の構成員にはなれない（表決権等は有しない）が、役員会に出席することは可能と考えられます。

(役員会の権能)

第25条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第26条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

- 2 会長は、役員の○分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったときは、その請求があった日から○日以内に役員会を招集しなければならない。
- 3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも○日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第27条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

規約作成時留意事項

資産の構成 (第29条)

地縁による団体が法人格を取得する目的は、不動産等の資産を団体名義で保有することにあることから、規約において、流動資産・固定資産を問わず全ての資産（負債は含まない）の構成等を定めておく必要があります。

(資産の管理)

第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

規約作成時留意事項

資産の管理 (第30条)

資産を管理し経費を支弁することは、役員会の定める方法により会長が行うことが適当であると考えられます。

(資産の処分)

第31条 本会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において○分の△以上の議決を要する。

規約作成時留意事項

資産の処分 (第31条)

不動産等の会の活動上重要な固定資産の処分には、総会の議決を要することとする必要があります。

(経費の支弁)

第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第33条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第34条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支決算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3ヶ月以内に総会の承認を受けなければならない。

規約作成時留意事項

事業報告及び決算 (第34条)

財産目録は、地方自治法第260条の4の規定により、年度終了後3ヶ月以内に作成する必要があることから、事業報告及び決算も年度終了後3ヶ月以内に総会で承認を得る必要があります。

(会計年度)

第35条 本会の会計年度は、毎年○月○日に始まり、△月△日に終わる。

規約作成時留意事項

会計年度（第35条）

会計年度の定め方は特に制限はありませんが、一般的には、4月1日から翌年3月31日までとする例が多いと思われます。

第7章 規約の変更及び解散

（規約の変更）

第36条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、木更津市長の認可を受けなければ変更することはできない。

規約作成時留意事項

規約の変更（第36条）

規約の変更は、地方自治法第260条の3の規定により総会の専権事項となっています。

また、法施行規則第22条に定める「規約変更認可申請書」（資料11）により市町村長の認可を要するものです。

「4分の3」の定数を変更することは可能ですが、これを引き下げることについては慎重であるべきです。

（解散）

第37条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

規約作成時留意事項

解散（第37条）

地方自治法第260条の20の規定により、①規約で定めた解散事由の発生②破産手続開始の決定③認可の取消し④総会の決議⑤構成員が欠けたとき⑥合併した場合に、当該地縁による団体は解散することになります。

「4分の3」の定数を変更すること可能ですが、これを引き下げることについては慎重であるべきです。

（合併）

第38条 本会は、総会において総会員の四分之三以上の議決を得、かつ、木更津市長の認可を受けなければ合併することはできない。

規約作成時留意事項

合併（第38条）

令和4年の改正によって、地方自治法第260条の38において、同一市町村内の認可地縁

団体同士に限り、合併が認められました。

(残余財産の処分)

第39条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の〇分の△以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

規約作成時留意事項

残余財産の処分 (第39条)

地方自治法第260条の31の規定により、「本会と類似の目的を有する団体」に限定して帰属権利者を指定することが適当です。

総会の議決は、解散決議と同様に「4分の3」とすることが適当です。

第8章 雑 則

(備付け帳簿及び書類)

第40条 本会の事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(委任)

第41条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、〇〇が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、木更津市が本会を地方自治法第260条の2に規定する団体として認可のあった日から施行する。
- 2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第33条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 本会の設立初年度の会計年度は、第35条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から〇年〇月〇日までとする。

規約作成時留意事項

附 則

附則は、認可年月日から施行する場合が多いと考えられるので、設立初年度は事業年度及び会計年度が変則となることから、附則第2項、第3項を定めることが適当です。

各種申請様式

様 式 一 覧

① 認可申請に必要な書類

- 様式 1 認可申請書
- 様式 2 総会議事録（抄本）
- 様式 3 承諾書
- 様式 4 構成員名簿

② 証明書の交付を希望する場合必要な書類

- 様式 5 証明書交付請求書（告示事項証明書交付）
- 様式 6 認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

③ 印鑑登録申請に必要な書類

- 様式 7 認可地縁団体印鑑登録申請書

④ 告示事項等に変更が生じた場合必要な書類

- 様式 8 告示事項変更届出書（代表者変更）
- 様式 9 承諾書
- 様式 10 総会議事録（抄本）
- 様式 11 規約変更認可申請書
- 様式 12 告示事項変更届出書（代表者・規約変更以外の変更）

⑤ 不動産に係る登記特例制度の申請に必要な書類

- 様式 13 所有不動産の登記移転等に係る公告申請書
- 様式 14 申請不動産の登記移転等に係る異議申出書

※各種申請様式は、市ホームページ（ページ番号「2746」）にWord様式及びPDF様式で掲載しておりますので、ご自身でダウンロードまたは、印刷し、ご使用ください。

様式 1

令和 年 月 日

木更津市長

様

認可を受けようとする地縁による
団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

認 可 申 請 書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 5 申請者が代表者であることを証する書類

様式 2

木更津市（ ）総会議事録（抄本）

1. 総会の日時及び場所

年 月 日 時 分 開会

2. 会議構成員現在総数及び出席者

会 員 総 数 名
出 席 者 名
委任状提出者 名

3. 総会に付した事項

- (1) （ ）規約の制定について
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第2項に規定する地縁による団体の認可申請について
- (3) 氏を（ ）の代表にすることについて
- (4) 氏及び 氏を議事録署名人に選任することについて

4. 地縁による団体の認可申請に係る総会の審議概要

- (1) （ ）規約の制定については、出席者の をもって可決した。
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第2項に規定する地縁による団体の認可申請については、出席者の をもって可決した。
- (3) 氏を（ ）の代表にすることについて、出席者の をもって可決した。
- (4) 氏及び 氏を出席者 の同意により、議事録署名人に選任した。

上記は、 年 月 日開催の（ ）総会議事録の抄本であることを証明する。

年 月 日

議 長 印

議事録署名人 印

議事録署名人 印

様式 2 (記入例)

木更津市 (木更津自治会) 総会議事録 (抄本)

1. 総会の日時及び場所

令和〇年〇月〇日

14時00分 開会

〇△公会堂

団体名を記入
以下、() 内は団体名
を記入

2. 会議構成員現在総数及び出席者

会 員 総 数 300名

出 席 者 100名

委任状提出者 200名

開催日時・場所を
記入

各人数を記入

3. 総会に付した事項

代表者名
を記入

(木更津自治会) 規約の制定について

(2) 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第260条の2第2項に規定する地縁による
団体の認可申請について

(3) 木更津 太郎氏を (木更津自治会) の代表にすることについて

(4) 木更津 次郎氏及び木更津 三郎氏を議事録署名人に選任することについて

議事録署名人の名前を記入

4. 地縁による団体の認可申請に係る総会の審議概要

可決割合を
記入

(1) (木更津自治会) 規約の制定については、出席者の全員をもって可決

(2) 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第260条の2第2項に規定する地縁による
団体の認可申請については、出席者の全員をもって可決した。

(3) 木更津 太郎氏を (木更津自治会) の代表にすることについて、出席者の全員を
もって可決した。

(4) 木更津 次郎氏及び木更津 三郎氏を出席者全員の同意により、議事録署名人に選任
した。

上記は、〇年〇月〇日開催の (木更津自治会) 総会議事録の抄本であることを証明する。

〇年〇月〇日

議 長 木更津 花子 印

議事録署名人 木更津 次郎 印

議事録署名人 木更津 三郎 印

様式 3

承 諾 書

私は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第2項に規定する地縁による団体の認可申請にあたり、 年 月 日の総会に従い本申請に関する（ ）の代表者となることを承諾します。

年 月 日

住 所 木更津市

氏 名 印

様式 3 (記入例)

承 諾 書

私は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第2項に規定する地縁による団体の認可申請にあたり、令和〇年〇月〇日の総会に従い本申請に関する（木更津自治会）の代表者となることを承諾します。

令和〇年〇月〇日

住 所 木更津市潮見1-1

氏 名 木更津 太郎 印

} 代表者の住所・氏名

様式 4

構成員名簿

自治会名：

[illegible]

様式 5

年 月 日

木更津市長

様

請求者住所

氏 名

証 明 書 交 付 請 求 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第12項の規定により、次の団体に
関する告示された事項の証明書の交付を請求します。

記

1. 告示事項の証明を求める団体名等

団 体 名

事務所の所在地

必要部数

部

様式 6

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

年 月 日

木更津市長

様

登録されている 認可地縁団体印鑑	認可地縁団体の名称			
	認可地縁団体の事務所の所在地			
	(資格) 氏 名	()	生年月日	年 月 日

上記のとおり認可地縁団体印鑑登録証明書____枚の交付を申請します。

申請者 1 本人
2 代理人

住 所
氏 名

印

(注意事項)

- 1 この申請は、本人が自ら手続をしてください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 「(資格) 氏名」欄の()には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。
- 3 「申請者」欄は、該当する番号を○で囲んでください。また、申請者が本人及び代理人のいずれの場合も申請者の住所及び氏名を記載の上、押印してください。

様式 7

認可地縁団体印鑑登録申請書

年 月 日

木更津市長

様

登録しようとする 認可地縁団体印鑑 	認可地縁団体の名称			
	認可地縁団体の事務所の所在地			
	(資格) 氏 名	() 印	生 年 月 日	大 正 和 成 昭 平 成 年 月 日
	住 所			

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録を申請します。

申請者 1 本 人

代理人の住所

2 代理人

代理人の氏名

印

(注意事項)

- 1 この申請は、本人が自ら手続をしてください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 登録をしようとしている認可地縁団体印鑑を併せて提出してください。
- 3 「(資格) 氏名」欄の () には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。
- 4 「(資格) 氏名」欄の氏名の次には、当市において登録されている代表者等の個人の印鑑を押印してください。
- 5 「申請者」欄は、該当する番号を○で囲んでください。また、申請者が代理人の場合は、住所及び氏名を記載の上、代理人の印を押印してください。

様式 8

年 月 日

木更津市長

様

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地 木更津市

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所 木更津市

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第 260 条の 2 第 11 項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

1 変更があった事項及びその内容

	新	旧
代表者の氏名		
代表者の住所		
主たる事務所の所在地		

2 変更の年月日

年 月 日

3 変更の理由

役員の改選による

4 添付書類

- ・ 承諾書
- ・ 総会議事録
- ・ 総会資料

様式 8 (記入例)

年 月 日

木更津市長 様

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 木更津自治会
所在地 木更津市潮見 1 - 1

新代表者の氏名・住所

代表者の氏名及び住所
氏 名 木更津 太郎
住 所 木更津市潮見 1 - 1

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第 260 条の 2 第 11 項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

1 変更があった事項及びその内容

	新	旧
代表者の氏名	木更津 太郎	木更津 花子
代表者の住所	木更津市潮見 1 - 1	木更津朝日 3 - 1 0 - 1 9
主たる事務所の住所		

2 変更の年月日
〇〇年〇〇月〇〇日

3 変更の理由
役員の改選による

変更ある場合のみご記入ください。
※主たる事務所を「会長宅に置く」等規定している場合、代表者変更により、主たる事務所の住所も変更となりますので、その際も記入が必要となります。

4 添付書類
・ 承諾書
・ 総会議事録
・ 総会資料

様式 9

承 諾 書

私は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定する地縁による団体の承認を受けた、（ ）の代表となることを承諾します。

なお、 年 月 日に開催された（ ）総会において選任され、決定したものであります。

年 月 日

住 所 木更津市

氏 名 印

様式 9（記入例）

承 諾 書

私は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定する地縁による団体の承認を受けた、（ 木更津自治会 ）の代表となることを承諾します。

なお、〇〇年〇〇月〇〇日に開催された（ 木更津自治会 ）総会において選任され、決定したものであります。

〇〇年〇〇月〇〇日

住 所	木更津市潮見1-1	}	<u>新代表者の住所・氏名</u>
氏 名	木更津 太郎 印		

様式 10

() 総会議事録 (抄本)

() は、 年 月 日総会を開催し、役員の任期満了に伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体の承認を受けた、() の代表者として新たに下記の者を選任し、全会一致で決定した。

() 代表者
住 所 木更津市
氏 名

上記は、 年 月 日開催の() 総会議事録の抄本であることを証明する。

年 月 日

議 長 印

議事録署名人 印

議事録署名人 印

様式 10 (記入例)

(木更津自治会) 総会議事録 (抄本)

(木更津自治会) は、〇〇年〇〇月〇〇日総会を開催し、役員の任期満了に伴い、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項に規定する地縁による団体の承認を受けた、(木更津自治会) の代表者として新たに下記の者を選任し、全会一致で決定した。

(木更津自治会) 代表者	}	<u>新代表者の住所・氏名</u>
住 所 木更津市潮見1-1		
氏 名 木更津 太郎		

上記は、〇〇年〇〇月〇〇日開催の(木更津自治会) 総会議事録の抄本であることを証明する。

〇〇年〇〇月〇〇日

議 長 木更津 花子 印

議事録署名人 木更津 次郎 印

議事録署名人 木更津 三郎 印

様式 11

令和 年 月 日

木更津市長

様

地縁による団体の名称及び主たる事務所
の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

規 約 変 更 認 可 申 請 書

地方自治法第260条の3第2項の規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

1 規約変更の内容及び理由を記載した書類

2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

様式 12

令和 年 月 日

木更津市長

様

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

印

住 所

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

1 変更があった事項及びその内容

2 変更の年月日

3 変更の理由

4 添付書類

- ・承諾書
- ・総会議事録
- ・総会資料

様式 13

令和 年 月 日

木更津市長 様

認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地
名 称
所在地
代表者の氏名及び住所
氏 名
住 所

所有不動産の登記移転等に係る公告申請書

地方自治法第260条の46第1項の規定により、当認可地縁団体が所有する下記不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため公告をしてほしいので、別添書類を添えて申請します。

記

- 申請不動産（所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産）に関する事項
- ・建物

名 称	延 床 面 積	所 在 地

- ・土地

地 目	面 積	所 在 地

- ・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称
住 所

(別添書類)

- 1 申請不動産の登記事項証明書
- 2 申請不動産に関し、地方自治法第260条の46第1項に規定することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 申請者が代表者であることを証する書類
- 4 地方自治法第260条の46第1項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

様式 14

令和 年 月 日

木更津市長

様

異議を述べる者の氏名及び住所

氏 名

住 所

申請不動産の登記移転等に係る異議申出書

地方自治法第260条の46第2項の規定による公告に基づき、当該公告を求める申請を行った認可地縁団体が申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて、下記のとおり異議を述べる旨、申し出ます。

記

1 公告に関する事項

(1) 申請を行った認可地縁団体の名称

(2) 申請不動産に関する事項

・建物

名 称	延 床 面 積	所 在 地

・土地

地 目	面 積	所 在 地

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称

住 所

(3) 公告期間

2 意義を述べる登記関係者等の別

- ☐ 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人
- ☐ 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人
- ☐ 申請不動産の所有権を有することを疎明する者

3 意義の内容（意義を述べる理由等）

(別添書類)

- ☐ 申請不動産の登記事項証明書
- ☐ 住民票の写し
- ☐ その他の市長が必要と認める書類（ ）

(注) この異議申出書に記載された事項については、その後の当事者間での協議等を円滑にするため認可地縁団体に通知されます。